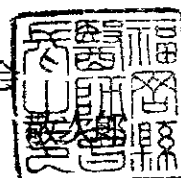


福岡医発第 20 号 (保)
平成15年 4月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



健康保険法等の一部改正に伴う月遅れ請求分の取扱いについて

標記の件につきまして、平成15年4月1日からの健康保険法等の一部改正により、医療保険本人及び医療保険家族（三歳以上）入院の負担割合が変更になり、また、薬剤一部負担金の廃止等が行われたことに伴い、福岡県社会保険診療報酬支払基金においては、下記のとおり取り扱う旨別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、社保支払基金より各医療機関へ直接通知されます。

記

1. 負担割合が異なる月遅れ請求分明細書（平成14年9月以前の老人保健分含む）を別とじとし、当月分とは別に請求書を作成のうえ添付くださいますよう、ご協力をお願いいたします。
2. 薬剤一部負担金の廃止に伴い、診療報酬請求書及び診療報酬明細書の様式も「薬剤一部負担金」欄を削除したものに改正されました。ただし、旧様式の請求書及び明細書をそのまま使用されても差し支えありません。



福基業発第25号
平成15年4月3日

福岡県医師会会長 殿

福岡県社会保険診療報酬支払基金幹事長



健康保険法等の一部改正に伴う月遅れ
請求分の取扱いについて（お願い）

平素は、支払基金の業務運営に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日からの健康保険法等の一部改正により、医療保険本人及び医療保険家族（三歳以上）入院の負担割合が変更になり、また、薬剤一部負担金の廃止等が行われました。

つきましては、支払基金における業務処理の関係上、負担割合が異なる月遅れ請求分明細書（平成14年9月以前の老人保健分含む）を別とじとし、当月分とは別に請求書を作成のうえ添付くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、各保険医療機関（薬局）へは別添（写）のとおり連絡いたしますので申し添えます。



平成 15 年 4 月 4 日

保険医療機関 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

健康保険法等の一部改正について（お知らせ）

平成 15 年 4 月 1 日に施行された健康保険法等の一部改正について、次のとおりお知らせいたします。

1 一部負担割合等の変更について

①医療保険本人入院・入院外及び医療保険家族（三歳以上）入院の負担割合が 3 割となりました。

ただし、家族三歳未満の 2 割負担（平成 14 年 10 月から）は変わりません。

②薬剤一部負担金が廃止されました。

③継続療養制度が廃止されました。したがって、これまで継続療養で請求していた診療報酬は、全て当該患者が資格を有する保険又は公費負担医療制度での請求となります。

2 診療報酬請求書及び診療報酬明細書について

薬剤一部負担金の廃止に伴い、請求書及び明細書の様式も「薬剤一部負担金」欄を削除したものに改正されました。ただし、旧様式の請求書及び明細書はそのまま使用されても差し支えありません。

3 月遅れ請求分の取扱いについて

老人保健の平成 14 年 9 月以前分及び医療保険（三歳未満を除く）の平成 15 年 3 月以前分は明細書を別とじとし、当月分とは別に請求書を作成くださるよう、ご協力をお願いいたします。（下表「平成 15 年 4 月分以降における診療報酬請求書の作成区分」を参照ください。）

平成15年4月分以降における診療報酬請求書の作成区分

		明細書月分		
		～平成14年9月分	平成14年10月～ 平成15年3月分	平成15年4月分～
入院	高齢受給者		1・2	1・2
	本人	2	2	3
	家族	2	2	3
	三歳未満		2	2
	老人保健	1(限度あり)	1・2	1・2
	公費			
外来	高齢受給者		1・2	1・2
	本人	2+薬負	2+薬負	3
	家族	3+薬負(注)	3+薬負(注)	3
	三歳未満		2	2
	老人保健	1(限度あり定率・定額)	1・2	1・2
	公費			

※各欄の数字は負担割合を表す。

□ 分は当月分に含めて請求書作成及び編てつしてください。

□ 分は請求書を別に作成し、編てつも別とじとしてください。

(注) 外来家族で薬剤一部負担金がない明細書は当月分に含めても差し支えありません。

4 OCRエリアの印字について

電算機により明細書作成におけるOCRエリア印字方法は変更ありません。薬剤一部負担金印字箇所はオール「0」と印字願います。